

玉名市の給与・定員管理等について

市職員の給与や定員管理等の実態を市民の皆様にご理解いただくため、平成23年4月1日現在の状況を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成23年3月31日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)21年度 人件費率
22年度	人 70,049	千円 32,932,195	千円 870,694	千円 5,045,206	% 15.3	% 18.0

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	B計	B/A
22年度	人 533	千円 2,040,533	千円 259,901	千円 732,642	千円 3,033,076	千円 5,691

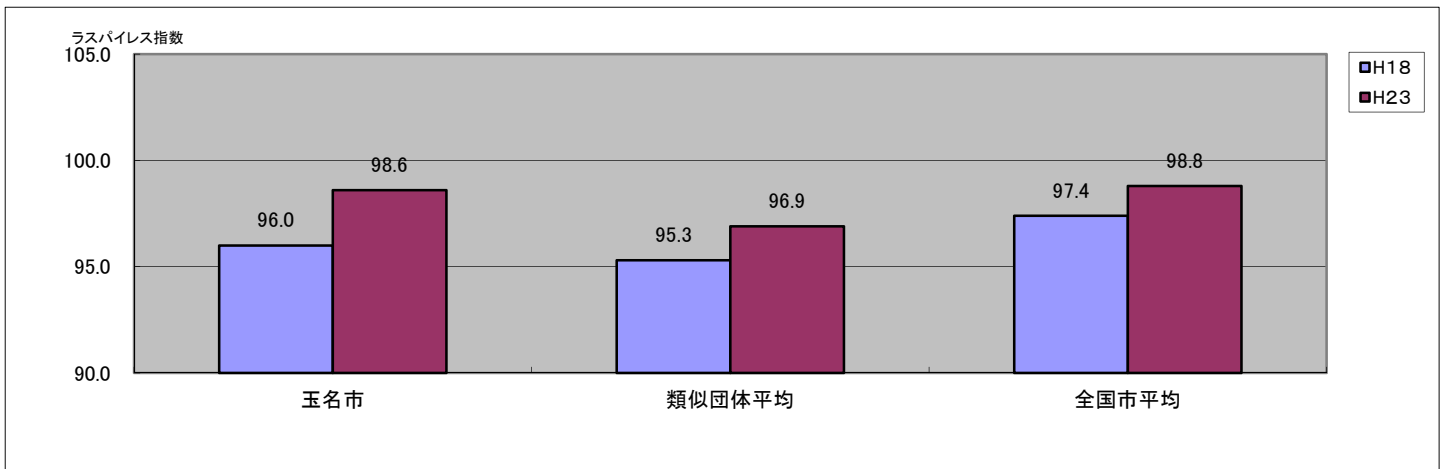
(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成22年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

類似団体比較 一人当たり給与費
千円 5,762

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日)

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号級の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600	456,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
玉名市	42.2 歳	323,070 円	382,499 円	346,053 円
熊本県	43.9 歳	337,087 円	395,657 円	365,691 円
国	42.3 歳	327,205 円	397,723 円	397,723 円
類似団体	42.3 歳	330,099 円	392,033 円	356,410 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
玉名市	46.5歳	13人	263,092円	271,592円	275,649円		歳	円	
うち学校給食員	37.4歳	7人	241,757円	259,585円	255,685円	調理士	43.7歳	202,400円	128.3%
うちその他の技能労務職	57.1歳	6人	287,983円	294,390円	290,150円		歳	円	
熊本県	48.3歳	386人	322,441円	359,009円	340,633円		歳	円	
国	49.5歳	3,689人	283,862円	321,662円	321,662円		歳	円	
類似団体	49.4歳	48人	298,396円	322,707円	310,252円		歳	円	

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
玉名市	—	—	—
うち学校給食員	3,995,530円	2,723,800円	146.7%

(注)

- 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされたものです。
- また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のために国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- ②技能労務職の表における民間類似職種の給与情報は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」(賃金センサス)の職種別の数値を3ヶ年平均(平成20年度から平成22年度までの各年度の労働者数で過重平均)したものです。また、技能労務職と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		玉名市	熊本県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	167,034円	172,200円
	高校卒	140,100円	135,897円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	142,299円	—

(注) 熊本県の初任給の額は、抑制措置後の額です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成23年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	260,493円	308,222円	365,801円
	高校卒	213,350円	264,833円	318,594円
技能労務職	高校卒	———— 円	———— 円	307,766円
	中学卒	———— 円	———— 円	———— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

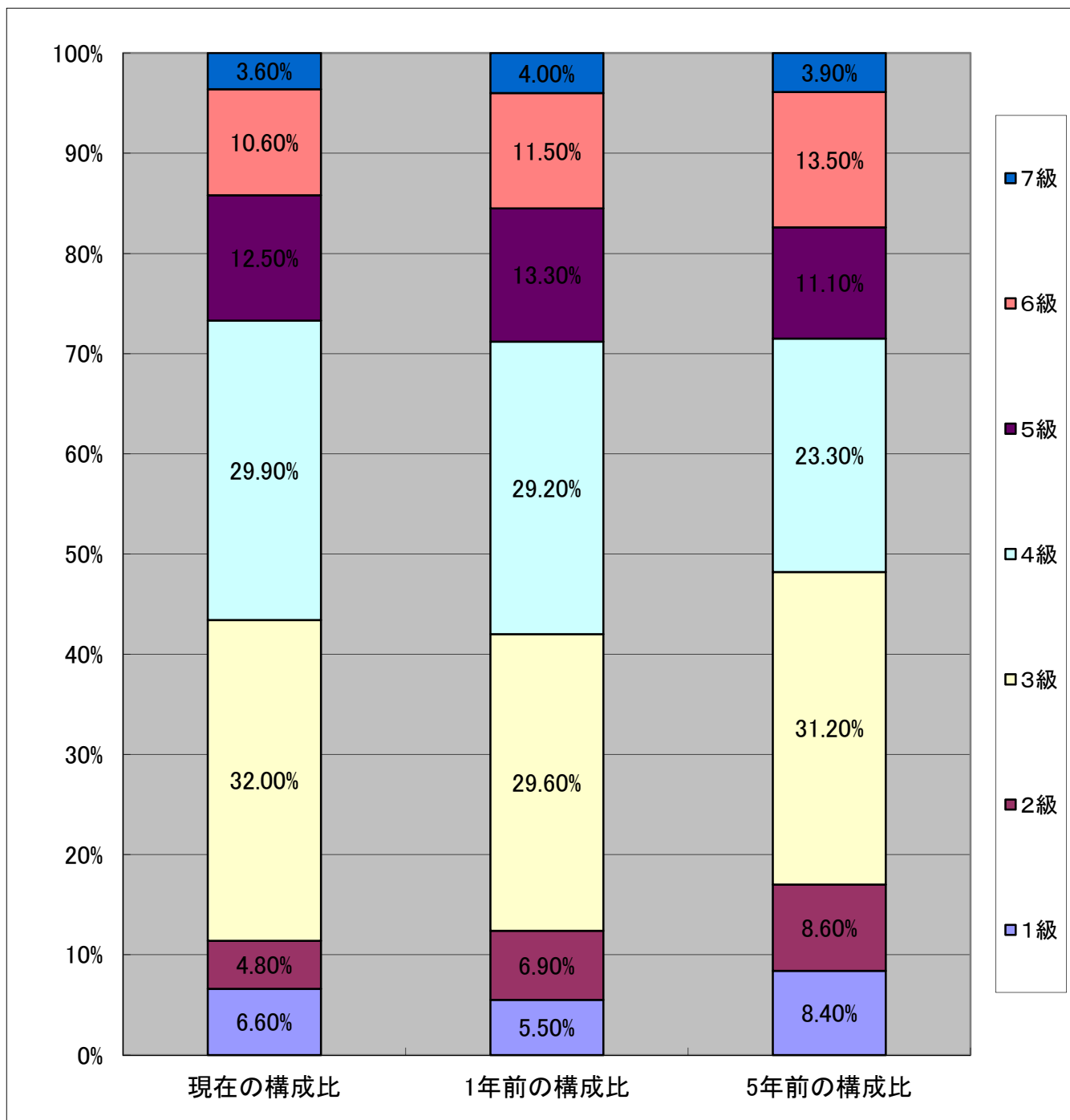
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	29人	6.6%
2 級	主事、技師	21人	4.8%
3 級	係長、参事、主査、主任、技術主任	141人	32.0%
4 級	課長補佐、主幹、特に高度な知識経験の係長、参事、主査	132人	29.9%
5 級	課長、審議員、高度な知識経験の課長補佐、主幹	55人	12.5%
6 級	部長、総合支所長、首席審議員、高度な知識経験の課長、審議員	47人	10.6%
7 級	高度な知識経験の部長、総合支所長、首席審議員	16人	3.6%

(注) 1 玉名市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

一般行政職の級別職員数の推移



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

全職員を対象とした能力・実績に基づく人事評価が試行中であるため、昇給区分に差を設けていません。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

玉名市	熊本県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,367千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,586千円	1人当たり平均支給額(22年度) — 千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職務の級による加算措置 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

能力・実績に基づく人事評価が試行中であるため、成績率に差を設けず、一律の支給を行っています。

(2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

玉名市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 — 千円 25,170千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度)		577千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度)		288,405円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	支給対象職員数	国の制度(支給率)
福岡市	10%	2人	2人	10%

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日)

支給実績(平成22年度決算)	1,971千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	35,194円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	9.77%
手当の種類(手当数)	7

7種類の手当の内容等

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税事務従事手当	市税事務に従事する職員	市税の賦課徴収業務	日額 220円
防疫等作業手当	感染症発生地での消毒及び患者の処置に従事した職員	感染症の病原体に汚染されている区域において患者の看護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額 500円
清掃作業手当	ごみ収集に従事した職員	不法投棄ごみの収集、運搬作業	日額 220円
結核患者等訪問指導手当	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症及び二類感染症の患者に対して行う訪問指導及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき行う訪問指導に従事した保健師	左記法律に基づく訪問指導の業務	日額 200円
福祉業務手当	生活保護の業務に従事する指導員及び現業員	生活保護法の規定に基づく保護の業務	日額 200円
行旅病人等取扱手当	行旅病人及び死亡人等の取扱いに従事した職員	行旅病人又は行旅死亡人の収容業務	1件 行旅病人800円 行旅死亡人 2,000円
用地交渉等手当	公共事業の実施に伴う用地の取得又は物件移転に伴う補償に係る交渉に従事した職員	用地交渉又は移転補償交渉の業務	日額 500円

(注) 特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給しています。

(5) 時間外勤務手当(平成23年4月1日)

支給実績(平成22年度決算)	83,067千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	167千円
支給実績(平成21年度決算)	92,537千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	197千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 時間外勤務手当とは、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に正規の勤務時間を越えて勤務した場合に支給される手当です。

3 休日勤務手当とは、祝日法による休日又は年末年始の休日等の正規の勤務時間内に勤務した場合に、支給される手当です。

(6) その他の手当(平成23年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(H22年度決算額)	支給職員1人当たり平均支給年額(H22年度決算額)
扶養手当(月額)	○扶養親族のある職員 ①配偶者13,000円 ②配偶者以外(ア)6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円)(イ)加算措置:16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ		64,950千円	237,043円
住居手当(月額)	○自ら借り受けている住宅若しくは自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給 ①借家の場合は国に準じた方法により手当額を算出し支給(27,000円を限度)②持ち家の場合は新築又は購入から5年間は一律2,500円を支給し、5年経過後は一律1,000円を支給	一部異なる	国においては、持ち家の住居手当が廃止されています。	37,448千円	135,190円
通勤手当(月額)	○通勤のために、交通機関や交通用具(自動車等)を利用している通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ①交通機関の利用者:定期券又は回数券等による運賃等相当額で一箇月55,000円を上限に支給 ②自動車等交通用具利用者:通勤距離に応じた月額2,000円(5km未満)から24,500円(60km以上)の範囲で支給	同じ		21,735千円	48,623円
管理職手当(月額)	○管理又は監督の地位にある課長級以上の職員に職責に応じて定額を支給①部長級(51,000円~47,000円)②課長級(45,000円~30,000円)	同じ		34,356千円	464,270円
管理職員特別手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 ①1回につき4,000円(6時間を越える場合の勤務は6,000円)			92千円	4,000円

(注) 給料や各種手当を国の制度と比較しているのは、地方公務員法において国家公務員との均衡の原則が規定されているからです。

6 特別職等の報酬等の状況(平成23年4月1日現在)

区分		給料月額等			
給料				(参考)類似団体における最高/最低額	
	市長	616,000円 (880,000円)		1,030,000円/	401,500円
	副市長	609,300円 (677,000円)		822,000円/	399,600円
	教育長	496,800円 (552,000円)		円/	円
報酬	議長	419,000円		543,000円/	305,000円
	副議長	383,000円		503,000円/	250,000円
	議員	359,000円		457,000円/	240,000円
期末手当	市長 副市長	(22年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.50月分 計 2.95月分 加算措置 有			
	教育長	(22年度支給割合) 6月期 1.25月分 12月期 1.35月分 計 2.60月分 加算措置 有			
	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 6月期 1.45月分 12月期 1.50月分 計 2.95月分 加算措置 有			
勤勉手当	教育長	(22年度支給割合) 6月期 0.70月分 12月期 0.65月分 計 1.35月分 加算措置 有			
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副市長	給料月額×500/100×在職年数	17,600,000円	任期毎	
	教育長	給料月額×290/100×在職年数	7,853,200円	任期毎	
		給料月額×240/100×在職年数	5,299,200円	任期毎	
	備考				

(注) 1 給料の欄()内は、市長(30%)・副市長(10%)・教育長(10%)の減額措置を行う前の給料月額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)の勤めた場合における退職手当の見込額です。

7 職員数の状況

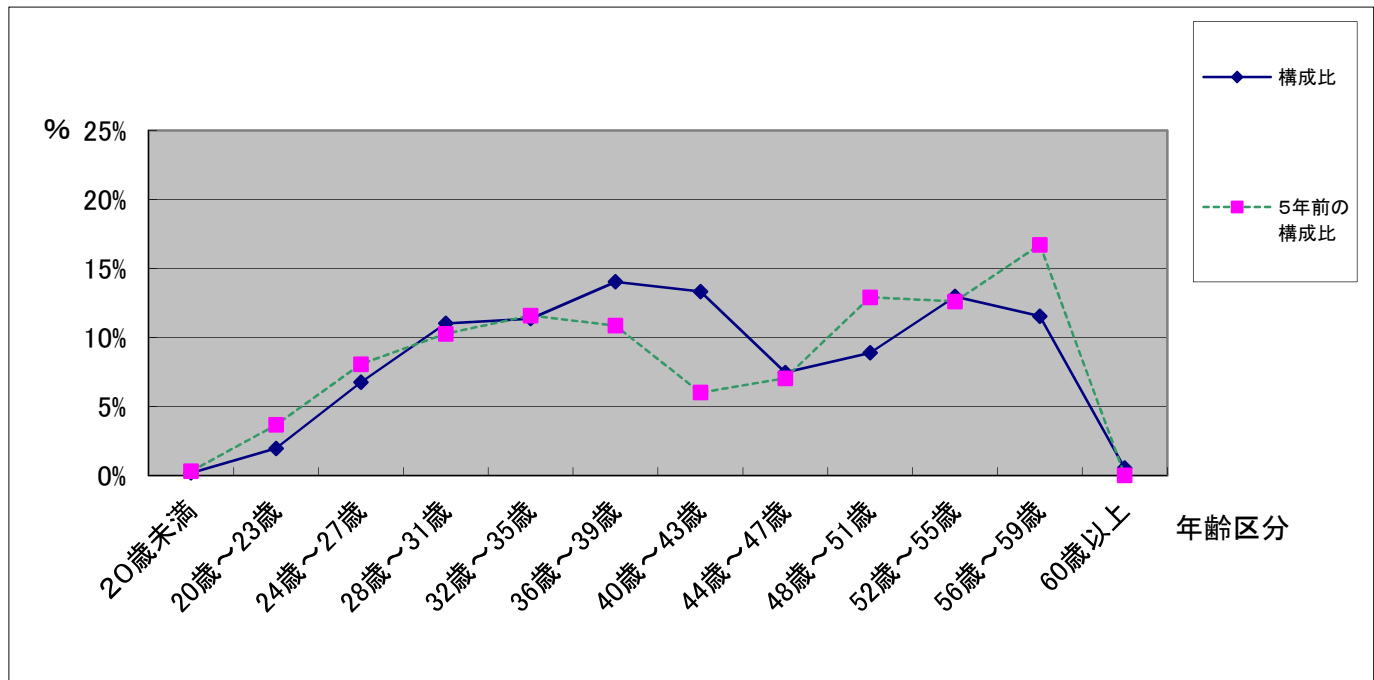
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日)

部門		区分	平成22年	平成23年	対前年 増減数	主な増減理由
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	6	6	0	
		総務	173	162	▲ 11	欠員不補充
		税務	28	27	▲ 1	退職者不補充
		労働	0	0	0	
		農水	39	41	2	業務増(課の新設)
		商工	9	9	0	
		土木	51	46	▲ 5	欠員不補充・係の廃止
		民生	116	112	▲ 4	退職者不補充
		衛生	34	32	▲ 2	欠員不補充
		計	456	435	▲ 21	<参考>1万人当たりの職員数 62.10人 (類似団体の1万人当たりの職員数 64.77人)
	教育 部門	教育	71	71	0	
	小計	527	506	▲ 21	<参考>1万人当たりの職員数 72.24人 (類似団体の1万人当たりの職員数 87.21人)	
公営 企業 等会 計部 門	水道	12	12	0		
	下水道	19	17	▲ 2	事務の統廃合縮小	
	その他	26	28	2	保険事業の充実	
	小計	57	57	0		
合計		584	563	▲ 21	<参考>1万人当たりの職員数 80.37人	
		[600]	[600]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	11人	38人	62人	64人	79人	75人	42人	50人	73人	65人	3人	563人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	525	517	489	476	456	435	▲90人(▲17%)
教育	91	86	81	75	71	71	▲20人(▲22%)
普通会計計	616	603	570	551	527	506	▲110人(▲18%)
公営企業等会計計	66	61	62	61	57	57	▲9人(▲14%)
総合計	682	664	632	612	584	563	▲119人(▲17%)

(注) 職員数は、各年における定員管理調査において報告した部門別の数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占める職員給与費比率
22年度	千円 642,284	千円 33,389	千円 63,167	% 9.8	% 10.3

イ 決算

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
22年度	人 10	千円 40,429	千円 7,746	千円 14,992	千円 63,167	千円 6,317

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数です。

<<参考>> 団体平均 一人当たり給与費 6,443千円

ウ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
玉名市	45.1歳	350,733円	498,015円
団体平均	45.6歳	362,100円	535,892円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
2 上記①及び②に「団体平均」とは、全国の市町村(政令指定都市を除く)の平均です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

玉名市企業職員		玉名市職員(企業職員を除く)	
1人当たり平均支給額(22年度) 1,499千円		1人当たり平均支給額(22年度) 1,367千円	
《参考》市町村(政令指定都市を除く)平均支給額 1,510千円			
(22年度支給割合)		(22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職務の級による加算措置		職務の級による加算措置	
役職加算	5%~15%	役職加算	5%~15%

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

玉名市企業職員			玉名市職員(企業職員を除く)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措	その他の加算措置 置(2%~20%加算)		定年前早期退職特例措
1人当たり平均支給額		— 千円 — 千円	1人当たり平均支給額		— 千円 25,170千円

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)			— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)			— 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
福岡市	10%	— 人	10%

エ 特殊勤務手当(平成23年4月1日)

支給実績(平成22年度決算)	345千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	34,470円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)	1.7%
手当の種類(手当数)	6

6種類の手当の内容等

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
点検手当	水道課職員	量水器指針の点検業務	10件につき12円以内
停水手当	水道課職員	停水業務 (給水装置の基準違反)	1件につき250円以内
発見手当	水道課職員	無届工事不正使用者を 発見した職員	1件につき120円以内
施設勤務手当	水道課職員	施設勤務職員(水源地等)	日額 120円
徴収手当	水道課職員	徴収業務に従事する職員	日額 150円
現場作業手当	水道課職員	専ら外勤する者又は現 場作業に従事する職員	日額 150円

(注)特殊勤務手当とは、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給しています。

オ 時間外勤務手当(平成23年4月1日)

支給実績(平成21年度決算)	1,092千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	78千円
支給実績(平成22年度決算)	2,167千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	241千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

2 時間外勤務手当とは、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合に正規の勤務時間を越えて勤務した場合に支給される手当です。

3 休日勤務手当とは、祝日法による休日又は年末年始の休日等の正規の勤務時間内に勤務した場合に、支給される手当です。

(6)その他の手当(平成23年4月1日)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(H22年度決算額)	支給職員1人当たり平均支給年額(H22年度決算額)
扶養手当(月額)	○扶養親族のある職員 ①配偶者13,000円 ②配偶者以外 (ア)6,500円(職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円)(イ)加算措置:16歳から22歳までの間にある子1人につき5,000円を加算	同じ	—	2,321千円	290,187円
住居手当(月額)	○自ら借り受けている住宅若しくは自らの所有に係る住宅に居住している職員に支給 ①借家の場合は国に準じた方法により手当額を算出し支給(27,000円を限度)②持ち家の場合は新築又は購入から5年間は一律2,500円を支給し、5年経過後は一律1,000円を支給	同じ	—	642千円	107,000円
通勤手当(月額)	○通勤のために、交通機関や交通用具(自動車等)を利用している通勤距離が片道2km以上である職員に支給 ①交通機関の利用者:定期券又は回数券等による運賃等相当額で一箇月55,000円を上限に支給 ②自動車等交通用具利用者:通勤距離に応じた月額2,000円(5km未満)から24,500円(60km以上)の範囲で支給	同じ	—	424千円	42,360円
管理職手当(月額)	○管理又は監督の地位にある課長級以上の職員に職責に応じて定額を支給①部長級(51,000円~47,000円)②課長級(45,000円~30,000円)	同じ	—	456千円	456,000円
管理職員特別手当	○管理職手当を支給されている職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給①1回につき4,000円(6時間を越える場合の勤務は6,000円)	同じ	—	—千円	—円